

9 安全な暮らしを支える

現 状

区では、平成 19 年度より「災害時要援護者名簿」を作成し、災害弱者の把握・安否確認の仕組みの構築など、災害弱者対策に取り組んでいます。また、災害時に状況に応じて「区立小中学校などの避難拠点で避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受け入れる福祉避難所を設置する。」ことを、練馬区地域防災計画に位置づけています。

一方、障害者も参加した避難拠点訓練等が各地で実施され、地域で助け合う体制づくりが進められています。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生に際して、区では直ちに災害対策本部を設置し、情報収集に当たるとともに、区の施設の利用者の安全確保や帰宅困難者等の対策として避難所を開設するなど、初期対応を行いました。また、可能な限り民生・児童委員、総合福祉事務所や介護・障害福祉サービス事業者などが災害時要援護者に対する安否確認、状況調査等を行っています。

練馬区においては、大きな被害はありませんでしたが、未曾有の大災害に原子力発電所の事故が重なり、交通機関の乱れや電力不足などが生じたことが、障害のある方の生活にも大きく影響しました。このため、移動支援車両の運行に要する燃料確保や人工呼吸器等の在宅医療機器使用者への注意喚起等の対応を行いました。

区では、練馬区地域防災計画を踏まえ、災害対策を進めてきましたが、今回の震災では、初動対応、災害時要援護者対策、避難拠点のあり方、帰宅困難者対策、情報対策等、従来の枠組みでは対応できない様々な課題が顕在化しました。このため、区の災害対策の再構築に向け、練馬区地域防災計画の修正等を進めています。

障害者基礎調査の結果

【災害に備えて必要と思う対策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
①	避難しやすい避難所を整備する。	地域で助け合える体制を整備する。	避難しやすい避難所を整備する。
②	避難時の障害者用設備(トイレ、ベッド等)を配置する。	避難しやすい避難所を整備する。	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う。
③	地域で助け合える体制を整備する。	避難時の介助人などを確保する。	地域で助け合える体制を整備する。

課 題

大きな災害が発生した際には、障害のある方や家族のみで、あるいは障害福祉サービス事業者等の支援者のみで避難や避難生活に対処していくことは難しい状況となることが想定されます。障害のある方やその家族、支援者等が孤立することなく、地域で助け合える体制を整備することが必要です。このため、障害のある方やその家族、支援者等も、地域の防災関係者等と顔の見える関係づくりを進め、地域防災に積極的に関わることが重要です。

また、避難拠点での避難生活が困難な災害時要援護者の受入れを行う福祉避難所については、日頃からの災害用品の備蓄、受入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等の検討を行う必要があります。

障害のある方に対する情報提供については、障害特性に応じた方法が必要となってきたおり、提供方法が課題となっています。

また、東日本大震災により、不安を感じている障害者やその関係者に対し、区の防災対策を平常時から正確にご理解いただく必要があります。

施策の方向

(1) 地域で助け合える体制整備

平常時から地域の支援者と災害時要援護者との顔の見える関係を構築し、災害時には安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、防災マップの作成、防災みまもりカードなどの作成を促進します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
103	災害時要援護者名簿の作成【福祉部経営課】 障害者、高齢者など災害時に自ら避難することが困難な方の情報を、「災害時要援護者名簿」として整備し、関係機関で情報を共有します。	登録者数 30,000人	継続
104	災害時安否確認ネットワークの構築【防災課・福祉部経営課】 災害時には区組織、区民、事業者、民間団体等の災害時要援護者支援の担い手の力を結集し、それぞれが役割分担して安否確認を行うシステムの構築を図ります。	検討	実施

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
105	<p>防災マップ等の作成・災害時要援護者名簿の活用の促進【防災課】</p> <p>平常時から地域の支援者と災害時要援護者との顔の見える関係づくりを進め、災害時に安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、防災マップの作成、防災みまもりカードなどの作成を促進します。また、名簿の提供を受けていない区民防災組織に対するさらなる働きかけを行います。</p>	<p>災害時要援護者名簿を活用した組織数</p> <p>26 組織</p>	<p>50 組織 (延べ数)</p>
106	<p>福祉サービス事業者との災害時の連携【障害者施策推進課・障害者サービス調整担当課】</p> <p>災害時に要援護者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、福祉サービスに関する情報を提供しながら、サービス提供事業者と連携して在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるとともに、福祉施設などの早期再開を支援し、災害時要援護者に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。</p>	<p>検討 研修実施</p>	<p>継続</p>
107	<p>家具転倒防止器具取付費助成事業【総合福祉事務所】</p> <p>災害時における障害者等の安全を確保するため、障害者等のいる世帯に対する家具転倒防止器具取付費助成事業の周知と利用拡大を図ります。</p>	<p>助成世帯数</p> <p>119 世帯/年</p>	<p>継続</p>

(2) 福祉避難所等の整備

災害用品の備蓄、受入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等を検討するとともに、地域防災計画見直しの中で情報連絡体制や開設手続きの改善に努めていきます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
108	福祉避難所の整備【福祉部経営課・高齢社会対策課・障害者施策推進課・障害者サービス調整担当課】 地域防災計画に基づき、災害時に区立小中学校などの避難拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受入れる福祉避難所の整備を行います。	40か所	継続
109	練馬区災害ボランティアセンター設置および運営【福祉部経営課・練馬区社会福祉協議会】 災害時に、区は練馬区災害ボランティアセンターを設置し、練馬区社会福祉協議会に運営を要請します。練馬区社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、ボランティアを必要とする被災区民のニーズの把握および、ボランティアの受けと、コーディネートを行います。	1か所 (練馬文化センターを指定)	継続

(3) 障害者に対する情報提供

情報連絡体制の整備を進める中で、障害のある方を含め、区民に対する多様な情報提供方法について検討します。

また、避難拠点訓練等を活用し、障害のある方への適切な情報伝達のあり方を検討します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
110	情報連絡体制の整備【防災課】 無線やメール等さまざまな通信手段を活用した情報連絡体制の充実を図ります。その中で、障害の特性等に応じた情報提供方法について検討します。	検討	実施
111	避難拠点訓練を通しての情報伝達のあり方の検討【防災課】 避難拠点等において関係機関と協働し、要援護者を想定した防災訓練を実施します。あわせて、訓練を通して障害のある方への適切な情報伝達のあり方を検討します。	検討	充実